平成２９年（フ）第６３２号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番５―502号
破産者　クワジオ志真（旧姓家喜）
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８９５号
仙台市泉区加茂５丁目13番地の３
破産者　坂本　　修
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
福島県須賀川市南上町131番地14
破産者　橋本　歩美
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
福島県双葉郡川内村大字下川内字北川原51番地
破産者　久保田愛子
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１７５号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目９番28―202号ＭＯＤＥＲＮ、前住所埼玉県富士見市諏訪１丁目７番７号
破産者　遠藤　利真
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７０号
茨城県つくば市作谷1585番地
破産者　飯塚　博文
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
群馬県館林市富士原町1173番地の２
破産者　中本有佳里
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６２１号
静岡市駿河区上川原22番18　イーグルⅢ201号、旧住所静岡市葵区安東１丁目３番19号フォレストメゾン安東201号
破産者　藁科　哲夫
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２７６号
大阪市東住吉区針中野２―11―12　マンション葉月302号、開始決定時大阪市東住吉区湯里１丁目１番20号
破産者　髙木　照夫
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５８１号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番４―904号、前住所大阪府東大阪市高井田本通２丁目２番31―102号
破産者　猪﨑　規行
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１２号
大阪府大東市三住町８番10号　２Ｆ
破産者　京森　正樹
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１５号
大阪市北区本庄東２丁目５番11―202号
破産者　酒房カンキこと　加藤カヅ代
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３７１号
大阪府四條畷市北出町14番11号、前住所大阪府四條畷市楠公１丁目10番７号
破産者　笹山屋こと　上島　正人
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５１号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番47―808号、開始決定時大阪市淀川区西宮原２丁目３番35―511号
破産者　梅本　州一
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７１号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目45番地14、前住所兵庫県川西市山原２丁目９番７号
破産者　武藤　一男
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５７２号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目45番地14、前住所兵庫県川西市山原２丁目９番７号
破産者　武藤由紀子
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８７１号
大阪市天王寺区大道４丁目５番13―206号
破産者　藤川　梨絵
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３０号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目15番15号セジュール照ケ丘　202号
破産者　チェリーヘアーこと　溝口　正之
1　決定年月日　平成30年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部